

長崎県における九州新幹線西九州ルート開業 PR キャッチコピー及び ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別記「長崎県における九州新幹線西九州ルート開業 PR キャッチコピー及びロゴマーク」(以下「ロゴマーク等」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、長崎県(以下「県」という。)に属する。

(使用にかかる申請等)

第3条 ロゴマーク等の使用者は県に対し、使用用途等について WEB 又は電話により届出を行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマーク等の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 県又は九州新幹線西九州ルートの品位を傷つけ、またはロゴマーク等のイメージを損なうような方法で使用しないこと。

(2) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(3) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるような用途で使用しないこと。

(4) 特定の個人、政党または宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるような方法で使用しないこと。

(5) 次のいずれかに該当する者に益する方法で使用しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) 物品等には「©長崎県」との表記を付すること。ただし、県が認めた場合はこの限りではない。

(7) その他、県が不相当と認める方法で使用しないこと。

(使用中止及び削除の要請)

第6条 県は、ロゴマーク等の使用がこの要領に違反していると認められるときは、使用者等に対し、当該ロゴマーク等の補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等の措置を要請することができる。

(責任の制限)

第7条 前条の規定により、ロゴマーク等の補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等を行った場合、使用していた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

2 ロゴマーク等の使用者が、ロゴマーク等の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱について必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

改正後のこの要領は、令和2年5月29日から適用する。

附則

改正後のこの要領は、令和4年10月24日から適用する。

別記

長崎県における九州新幹線西九州ルート開業 PR キャッチコピー及びロゴマーク

(キャッチコピー)

ふらり長崎 それもいい

(ロゴマーク (従来バージョン))



(ロゴマーク (かもめバージョン))

